

## 魚屋道ハイキング助成金交付要綱

(平成24年3月28日神戸市東灘区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、東灘区の歴史資源である「魚屋道」の知名度及び魅力の向上を図ることを目的として開催される魚屋道ハイキング（以下「当該行事」という。）を実施する団体に対して、当該行事の実施に必要な費用の一部を助成するために必要な事項を定めることを目的とする。当該助成金等の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「魚屋道」とは、歴史的に青木や深江の浜から有馬温泉まで魚を運ぶために発達したと伝えられる旧街道であって、東灘区内から六甲山を経て北区有馬温泉に至る道をいう。

### (対象団体)

第3条 この要綱で定める助成の対象となる団体は、次の各号の全てに該当する団体であって助成の対象として相当であると東灘区長（以下「区長」という。）が認めた団体とする。

- (1) 会の目的、活動内容等を示した規約を有していること
- (2) 代表者、及び副代表者等の代表機関を有していること
- (3) 当該行事を実施するために概ね区民によって組織された団体であること
- (4) 魚屋道の歴史や経路について豊富な知識を持ち、当該行事の実施に活用できること
- (5) 当該行事の実施について経験があり、安全性に配慮して当該行事を完遂できる能力があること
- (6) 営利を目的とした活動を行っていないこと
- (7) 政治的活動及び宗教的活動を行っていないこと

### (助成の対象)

第4条 助成の対象となる活動は、魚屋道の歴史と由来を学び、実際に東灘区から有馬温泉まで歩くことを通じて、歴史遺産などの東灘区の魅力を参加者に伝えるものであって、次の各号に掲げる要件を充たすものとする。

- (1) 公募その他の方法により、広く参加者を募集するものであること
- (2) 概ね60名以上の参加者が見込まれること
- (3) その年度内に実績報告ができるものであること

- (4) 営利を目的とするものでないこと
- (5) 宗教的活動及び政治的活動でないこと
- (6) 神戸市又は神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること
- (7) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反しないものであること
- (8) 法令に違反するものでないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか区長が必要と認めること

(助成対象経費)

第5条 助成対象となる経費は、講師謝礼、通信費、資料印刷費、消耗品費その他の前条の活動に必要な経費とし、次の各号に掲げるものは助成の対象から除外する。

- (1) 補助対象年度外の活動に関する経費
- (2) 飲食費、懇親会費、慶弔費、交際費、レセプション費、温泉利用費その他これらに類する経費
- (3) 領収書がない等使途が明確でない経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか区長が対象と認めない経費

(助成額)

第6条 助成額は予算の範囲内とし、第3条に規定する対象団体に対して、対象経費の2分の1に相当する額かつ金50,000円以内とする(100円未満切り捨て)。

(助成金の交付申請・請求)

第7条 助成金の交付申請は、別に定める助成金(変更)交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、区長に提出して行なわなければならない。

(事業の変更等)

第8条 前条により助成金の交付申請をした団体(以下「申請団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ助成金(変更)交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(助成金の交付決定・助成金の交付)

第9条 区長は、前2条の申請に基づき内容を審査して、当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定をする。

- 2 区長は、交付決定をする場合において、当該助成金の交付の目的を達成する必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 区長は、当該助成金の交付決定の内容を、助成金(変更)交付決定通知書(様式第2

号)を用いて申請団体に通知するものとする。

4 区長は、前項の通知を受けた申請団体より、助成金交付請求書(様式第3号)による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消し、既に交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) その他、区長が助成金を交付するに不適しいと認めたとき

(実績報告書の提出)

第11条 第9条により助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、必要書類を添えて助成金の事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定、精算及び返還)

第12条 前条の報告により、交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定したうえで、助成金を精算し、助成金に残金が生じる場合は、助成金の交付を受けた団体はこれを区長に返還しなければならない。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日に施行する。

この要綱は、令和4年4月1日に施行する。